	第68条の10の２第１項第２号ロ（償却費）	10286	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の10の２第１項第２号ロ）	10287	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の10の２第１項第２号ロ）	10288	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の10の２第２項	10289	法規別表六の二(八)「27」の欄の金額
	第68条の10の２第３項	10290	法規別表六の二(八)「36」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「法規別表六の二（八）」を「法規別表六の二（九）」に改め、同表事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却の項中「場合等」を「場合」に改め、同表事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中「法規別表六の二（九）」を「法規別表六の二（十）」に改め、同表沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項、沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項、沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項、沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項並びに沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「法規別表六の二（十）」を「法規別表六の二（十一）」に改め、同表沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「法規別表六の二（十一）」を「法規別表六の二（十二）」に改め、同項の次に次のように加える。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項（償却費）	10291	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10292	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	10293	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15第２項	10294	法規別表六の二(十四)「28」の欄の金額
	第68条の15第３項	10295	法規別表六の二(十四)「37」の欄の金額
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の２第１項	10296	法規別表六の二(十五)「18」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項、船舶の特別償却の項及び関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項を次のように改める。

公害防止用設備の特別償却	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の措置法（以下この表において「平成23年旧措置法」という。）第68条の16第１項の表の第１号（償却費）	10086	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成23年旧措置法第68条の16第１項の表の第１号）	10087	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第68条の16第１項の表の第１号）	10088	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第68条の16第１項の表の第１号（償却費）	10297	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の16第１項の表の第１号）	10298	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第１号）	10299	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号(償却費)	10089	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成23年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号）	10090	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号）	10091	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第68条の16第１項の表の第２号（償却費）	10300	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額